

ご存知ですか？

OTC医薬品の 購入で税金が 戻るかも！

2017年1月から セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)が施行！

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」がスタート。

特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が

「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。
なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

確定申告すれば、
購入金額の一部が
戻ってきます！

こちらが
目印です！

セルフメディケーション

税

控除対象

公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
日本製薬団体連合会

日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
日本一般用医薬品連合会